

長崎県消費者被害防止ネットワーク情報

警戒情報

長崎県消費生活センターからの情報です。

配信日 平成24年2月29日

見知らぬ探偵事務所からのDM

〈事例〉

先日、見知らぬ探偵事務所からDM（ダイレクトメール）が届き、特に「開運グッズ詐欺」にあった人は電話かメールをするよう案内があった。私は3年前、開運を約束されブレスレットを購入したものの、運気は変わらないまま販社と連絡が取れなくなった。DMには探偵依頼後返金された人の体験談も載っているが信用できるか。（70歳代 男性）

★消費生活センターからのアドバイス

- 1 詐欺救済を騙る二次被害に遭う可能性があります。
- 2 代理人として交渉できるのは、弁護士と認定司法書士（訴額が140万円を超えない簡易裁判所の事件の場合に限る）だけです。探偵事務所は調査をした後の交渉はできません。解決できるような説明を信じ、調査を依頼しても返金を約束するものではありません。
- 3 DMに限らずインターネット上でも被害救済が簡単にできるという広告や体験談などがありますが、それらを鵜呑みにしないで冷静に判断しましょう。

※おかしいなと思ったときは、すぐに最寄りの消費生活センター、または市町相談窓口にご相談ください。



★おかしいと思ったら一人で悩まず早めに相談を
長崎県消費生活センター 095-824-0999
[相談受付時間] 平日(月曜日～金曜日)…午前9時～午後5時
(12時～13時を除く)

相談：市町の相談窓口や最寄りの警察署

長崎市消費生活センター (095-829-1234)	五島市消費生活センター (0959-72-6144)
佐世保市消費生活センター (0956-22-2591)	雲仙市消費生活センター (0957-38-7830)
諫早市消費生活センター (0957-22-3113)	島原市消費生活センター (0957-62-9100)
大村市消費生活センター (0957-52-9999)	南島原市消費生活センター (0957-82-3010)
	他各市町相談窓口